

会 議 録

会議の名称	第2回行田市人権施策推進審議会	
開催日時	令和5年2月28日（火） 開会；10時00分・閉会；11時00分	
開催場所	行田市産業文化会館 2A, 2B会議室	
出席者（委員）氏名	長谷川盛雄、松本忠夫、木村友子、加藤修一、小暮福三、 田村靖子、内田敬、瀧田昭子、松田重俊、島田ユミ子、 多田昌樹、永野修之	
欠席者（委員）氏名	江原史郎	
事務局	野辺人権推進課長、松本主査 石崎教育部次長兼教育指導課長、須永主幹、 野口生涯学習スポーツ課長、小山主査、	
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行田市人権施策推進基本方針（案）について</li> <li>・ 行田市人権教育基本方針（案）について</li> <li>・ 行田市同和行政基本方針（案）について</li> <li>・ 行田市同和教育基本方針（案）について</li> </ul>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 行田市人権施策推進審議会委員名簿</li> <li>・ 座席配置表</li> <li>・ 行田市人権施策推進基本方針改定案</li> <li>・ 行田市人権教育基本方針改定案</li> <li>・ 行田市同和行政基本方針改定案</li> <li>・ 行田市同和教育基本方針改定案</li> </ul>	
その他必要事項	なし	
会議録の定	確定年月日	主宰者記名
	令和5年3月10日	内田 敬

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
司会	<p>1 開会</p>
	<p>2 あいさつ</p>
	<p>内田会長</p>
	<p>3 新委員の紹介</p>
	<p>瀧田委員</p>
	<p>4 議題</p>
	<p>次に、議題に入るが、行田市人権施策推進審議会条例第6条</p>
	<p>第1項で「会議は、会長が議長となる。」と規定されている。会</p>
	<p>長に議長をお願いする。</p>
議長	<p>規定に基づき、しばらくの間、議長を務める。円滑な議事進</p>
	<p>行について、委員の皆様のご協力をお願いする。</p>
	<p>それでは、議事に入る。</p>
	<p>初めに、「(1) 行田市人権施策推進基本方針（案）について」</p>
	<p>を事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>（資料「行田市人権施策推進基本方針改定案」により説明。）</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
	<p>（意見、質問なし）</p>
議長	<p>次に、「(2) 行田市人権教育基本方針（案）について」を事</p>
	<p>務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>（資料「行田市人権教育基本方針改定案」により説明。）</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
永野委員	<p>資料4ページの「1 人権教育実施体制の確立」の4つ目「研</p>
	<p>究の推進に当たっては、」という書き始めの箇所だが、文末で「指</p>
	<p>導方法の工夫や改善を図ります。」とある。これに対して、6ペ</p>
	<p>ージの「4 人権教育の研究推進」の1つ目「人権教育を実施</p>
	<p>するに当たっては、」という書き始めの箇所の文末だが、「指導</p>
	<p>方法についての工夫改善を図ります。」とある。「工夫」と「改</p>
	<p>善」の間に「や」の有無の違いがある。表現的に統一してはど</p>

事務局	<p>うか。</p> <p>ご指摘のとおり表現を統一させていただく。6ページの「4人権教育の研究推進」のうち、1つ目の最終行「指導方法についての工夫改善を図ります。」という箇所だが、「工夫」と「改善」の間に「や」を追加させていただく。</p>
議長	<p>他に、何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、「(3) 行田市同和行政基本方針(案)について」を事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>(資料「行田市同和行政基本方針改定案」により説明。)</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>次に、「(4) 行田市同和教育基本方針(案)について」を事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>(資料「行田市同和教育基本方針改定案」により説明。)</p>
議長	<p>事務局の説明に対し、何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>全体を通して、何かご意見、ご質問はあるか。</p>
田村委員	<p>基本方針に相談窓口と記載があったが、困ったときの相談窓口とは、どういったところがあるのか。</p>
事務局	<p>相談窓口については、相談内容の課題が分かっている場合は市役所に対応する部署があるし、人権全般ということであれば、人権擁護委員の人権相談がある。人権相談は、さいたま地方法務局熊谷支局で常設的に相談を受けているし、行田市でも、毎月1回第2水曜日に相談所を開設している。また、人権推進課に相談いただければ、その内容に応じてしかるべき相談窓口をご紹介します。複合的な課題の場合などは、関連部署で連携しながら対応することとなる。</p>
議長	<p>他に何かご意見、ご質問はあるか。</p>

<p>加藤委員 事務局</p>	<p>基本方針改定後は、具体的に推進するための計画を作るのか。</p> <p>計画については、今まで5年ごとに作っていた。この計画の記載内容は、人権に関する各種事業を列挙し、各年度「実施する」と定めているのみである。各種事業の実施は当然のことであり、今までの計画は意義が薄れていると感じている。であれば、これに代えて、本市の最上位計画である第6次行田市総合振興計画の中に人権に関する成果指標があるので、それを基本方針の冒頭又は末尾に掲載することを考えている。</p>
<p>加藤委員 事務局</p>	<p>そうすると、基本方針を固めて、方針の中で実施するということか。</p> <p>人権に関する各種事業については、心の問題であることから、目標や成果等を数値化することは、なかなか難しいものがある。しかしながら、もし、何らかの指標を基本方針に盛り込んだほうが良いのではないかということであれば、第6次行田市総合振興計画の成果指標を掲載することも考えている。</p>
<p>加藤委員 事務局</p>	<p>第6次行田市総合振興計画成果指標というのは、どのようなものか。</p> <p>第6次行田市総合振興計画の基本目標2として「未来をひらく人材をはぐくむまちをつくる」があり、この中に政策5として「人権を尊重し平和を願うまち」という項目がある。その政策分野1として「人権の尊重」という項目があり、その主な施策として「人権意識の醸成」と「人権相談の充実」がある。その成果指標として、人権推進課で実施する研修会や教育委員会で実施する講演会や講座の参加者数を数値目標として定めているものだ。それを基本方針の冒頭又は末尾に掲載することを考えている。</p>
<p>議長 田村委員</p>	<p>他に何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>基本方針には、様々な人権課題が記載されているが、生活保護を受給している人の人権に関しては記載されていなかった。</p>

事務局	<p>どうしてか。</p> <p>生活保護を受けるに至った理由は、それぞれだと思うが、それが基本方針に記載されている人権課題のいずれかに該当していることも多いのではないかと考えている。また、基本方針に記載されていないからといって、ないがしろにするということではない。基本方針は、元をたどれば基本的人権の尊重という大きな考えのもとに作成させていただいており、総括的な方針として作成している。ご理解いただきたい。</p>
議長	<p>他に何かご意見、ご質問はあるか。</p> <p>以上をもって、本日の議事は終了した。ご協力ありがとうございます。これをもって、議長の職を解かせていただく。</p>
事務局	<p>最後にお知らせがある。</p> <p>次回の第3回審議会については、3月14日（火）に開催予定である。決定後、文書を送付するので、出席をお願いしたい。</p> <p>7 閉会</p>